

## 第4回 船橋市総合計画審議会 議事録

日時 平成23年1月12日(水) 18時00分～21時00分

場所 船橋市役所9階 第一会議室

出席委員 武藤博己会長、中村正董副会長、金沢和子委員、川井洋基委員、斎藤忠委員、まきけいこ委員、有馬和子委員、北澤哲弥委員、斎藤哲瑯委員、村木美貴委員、石井庄太郎委員、内海優委員、河村保輔委員、椎名博信委員、村田佐江子委員、本木次夫委員、森田基委員、山下瑠璃子委員(以上18名)

※欠席 伊藤壽紀委員、深沢規夫委員(2名)

市側出席者 金子企画部長、須藤生涯学習部長、小川経済部長、石毛都市計画部長、宮澤市民生活部長、二通総務課長、狩野商工振興課長、杉田都市計画課長、福田広報課長、事務局(山崎企画調整課長、野沢課長補佐、三澤、石原、市川、矢野、松丸)

傍聴者 0名

議事内容

1. 前回までの検討事項について(第3章・第4章)
2. 分野別計画 第5章・第6章について
3. その他

### ■委員自己紹介

(村木委員)

- ・千葉大学に所属しています。
- ・専門は都市計画で、都市計画マスタープラン、土地利用計画や中心市街地活性化などに取り組んでいます。

### ■資料の確認および報告事項

(会長)

- ・資料の確認を事務局よりお願いします。

(事務局)

- ・資料1は本日のタイムスケジュールとなっております。
- ・資料2は前回のご意見をまとめたものです。
- ・資料3はいただいたご意見に対し、補足説明や対応方針をまとめたものです。
- ・資料4は今回説明予定の第5章、第6章に関する訂正箇所をまとめたものです。
- ・資料5は前回第3回審議会の議事録の抄録です。
- ・資料6は現在皆様にご審議いただいている素案に対し、11月15日から1ヶ月間にわたり市民の皆様からご意見を募集しました。期間中に全13名の方からご意見をいただきました。資料では、いただいたご意見を、基本計画の項目に沿って整理し、いくつかの章に

またがるようなご意見は末尾に「その他全般的な意見」としてまとめさせていただきます。空欄の所はご意見がなかったものです。ご意見につきましては、パブリックコメントではないため、個別の回答は致しませんが、事務局としても取り入れられるものは取り入れていこうと考えております。また、本審議会におきましても協議の参考にしていただきたく考えておりますので、ご一読の上、お気づきの点等ございましたら、今後の議論の中でご活用いただければと考えております。

- ・また、資料説明ではございませんが一点報告がございます。  
以前、審議会でご議論いただいた中で行政コミュニティの表現に対するご意見があり、現行の行政コミュニティを行政ブロックにしてはどうか、とのご意見がございました。変えたほうが良い、というご意見をいただいている中、変更した際の影響を調査する必要があり、庁内全課に確認したところ、行政コミュニティといった市内を5地区に分ける概念を使用している所属は24所属ございましたが、すべての所属において、呼称を変更した際の大きな影響は「ない」との回答を得ております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

- ・それでは、資料1にありますように、19時までは前回までの検討事項について(第3章・第4章について)、10分の休憩の後、第5章、6章の説明をしていただき、質疑の予定です。頑張るべく1時間で終わられるようにし、もし終わられないようでしたら、2回目の小委員会もあり得るかと思えます。
- ・事務局より説明をお願いします。

#### 1. 前回までの検討事項について(第3章・第4章)

(事務局)

ー資料2「積み残し事項の整理」、資料3「積み残し事項(別紙)」、「素案」説明

- ・資料2のNo.1、有馬委員からの虐待、DVについてのご意見です。こちらに関しては資料3の1ページ目に記してあります。対応方針としては、家庭児童相談室に関する取り組みについては、第1章の中にその記載があること、高齢者の虐待に関する取り組み、一時保護の体系については、すでに確立、運用されていること。また第6章において、女性に対するDVの対応について記載されていること。このようなことから、現状のところは、各項目施策の中に記載されているということから、特段の加筆は考えていません。
- ・資料2、No.2の有馬委員からの病児・病後児保育の充実を目指したものをとのご意見です。こちらにつきましては、資料3の3ページから記載しています。対応方針としては、

第1章の1-2-2施策3) 保育の充実の本文1行目の「各種保育サービス」の各種に、「病児・病後児保育」も含まれていることから加筆は考えていないという対応です。

- ・資料2のNo.3、斎藤（哲）委員からの「生涯学習」の定義をもっと詳しく書くべきなのではというご意見です。こちらに関しては、資料3の5ページに記載しており、対応方針としては、教育基本法の理念に基づきながら、現状と課題の中に「生涯学習とは、子どもから大人まで、一人ひとりが自己の充実と自らの生活の向上をめざし、自己にもっとも適した手段・方法で、生涯にわたって自発的に行う学習活動のことです。」といった趣旨の文言を加えていこうと考えています。
- ・No.4の「ふなばし一番星プラン」との整合も念頭に置くべきではないかというご意見です。こちらにつきましては、一番星プランの改定は平成24年度からの新計画として、こちらから策定作業に着手するところです。その中で整合を図っていきたいと考えています。
- ・資料2のNo.5、有馬委員からの「生涯学習難民」がいるかどうか、またその数値的なものがあるのかというご意見です。こちらに関しては、資料3の6ページに記載しています。コミュニティごとに公民館が最低1館以上あること、またIT化など情報化の進展や民間のカルチャースクールなどがある中で、その数値的なものと捉えるのは難しいと考えています。
- ・No.6のまき委員からの「まちづくり出前講座」に関するご指摘です。こちらにつきましては、別紙の7ページから記載しています。対応方針としては、分かりにくい部分がありましたので、市の事業や施策の他、現代的な課題に関する知識や暮らしに役立つ情報といった趣旨の文言を追加するという対応を考えています。
- ・No.7の本木委員からの、社会教育法が改正されたが、その改正に基づいたものかの確認をしたいというご意見です。補足説明として資料3の9ページに記載しています。趣旨としてはその通りですという内容ですが、参考までに条文を列記させていただきました。
- ・河村委員からの追加のご意見で、3-1-2大分類の名称を変えたということは、特に重要なのではないか、その背景や重要性をもう少し強調した方がよいのではないかとのご指摘です。こちらに関しては、資料3の11ページに記載しています。ご指摘の通りと考えますので、その背景や重要性を強調する文言の挿入を現在検討しています。
- ・No.8の斎藤（哲）委員からの、学校・家庭・地域の連携・融合の言葉の中で、連携・教育の方が分かりやすいのではないかとのご指摘です。こちらにつきましては、事務局の方で庁内調整を図っていきたいと考えています。

- ・ No.9 の斎藤（哲）委員からの、家庭・学校・地域をどう連携させるかが重要であり、地域に何が必要かということをも具体的に記載した方がよいというご意見です。こちらにつきましては、後ほど出てきます「331 関係機関との連携による家庭と地域の教育力の向上」の現状と課題の方で対応させていただきます。
- ・ No.10 の金沢委員からの、中ホールの建設についてのご意見です。こちらに関しては資料3の12ページに記載しています。現在、市内にあるホールについてはこちらに説明している通りですが、対応方針としては、今後、文化施設、社会教育施設の耐震改修を行っていく必要がある中、現時点では中ホールを新たに設置することを記載するのは難しく、具体的な場所も含めて予定がないのが現状です。また、この基本施策の目的は施設の整備ではなく文化の振興である中、素案には具体的な施設整備については記載していません。
- ・ No.11 の金沢委員からのご意見で、その他にもまき委員、有馬委員、本木委員、河村委員、村田委員と、多くの皆様からご意見をいただいています。趣旨としては、家庭教育や地域の教育力の経緯をもっとしっかり書いた方がよいのではないかというものです。こちらに関しては、資料3の13ページに記載しています。対応の方向性としては、①家庭教育の定義として、家庭教育は、保護者が、子に対し生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るために行う営み。また、②具体的に何が問題になっているかについては、保護者は、子の教育において第一義的責任を有するものであるが、現在の家庭を取り巻く状況は、核家族化、少子化、社会・経済状況の変化、住環境の変化などを背景に、家族の生活形態や価値観の多様化といった変化をもたらしている。地域との結びつきの希薄化や、働きながら子育てをする家庭の増加、子育てに過保護あるいは無関心な保護者や、子育てに関し悩みや不安を抱える保護者など、子育てを取り巻く環境は決して良い状況にあるとは言えず、これらに対応した教育力の向上が求められている。また、③地域に何が必要かについては、保護者の教育機能が向上するよう地域全体で子育てを支えていくことや、学校・家庭・地域の連携を基盤として、子どもが生活の中のさまざまな体験を通して、大人になる上で必要とされる、社会性や生きる力を人との関わりの中から学んでいくことができるよう地域の教育力を高め、地域の子どもを地域で守り育てる新たな地域コミュニティを構築すること。このような趣旨の文面を現状と課題に追加していくことを考えています。
- ・ No.16 の有馬委員からの、「学校から発信する家庭教育支援」についてのご意見です。ここで、このご意見の「ご指摘・ご意見の内容」に一部訂正があります。「・・・全県にマニュアルを配布している・・・」となっていますが、「県内全域にマニュアルを配布している。」ということで、ご理解いただければと思います。こちらのご意見に関しては、資料3の15ページに記載しています。委員のご意見にあるように、今後こうした、県の動きも考慮しながら本市の家庭教育の充実を目指していき

たいと考えています。しかしながら、素案中には「学校から発信する家庭教育支援」自体の文言は加えない考えです。理由としては、このプログラムの導入の主旨も、その施策の主旨と同様であり、学校・家庭・地域の連携協力による取り組みのひとつと捉えているからです。

- ・ No.17 の金沢委員からのご意見で、「子どもの権利条約」の考え方を活かさないか、また No.18 のまき委員からの、「子どもたちの自己自認」に関して記載したらどうかのご意見です。こちらに関しては、資料 3 の 16～17 ページに記載しています。16 ページには、主に子どもの権利条例等の説明が書いてある中で、素案の中でも、例えば、子どもを虐待等から「守る」ことについては、第 1 章の中に記載があり、また自分らしく育つことについては、第 3 章の中に記載しています。

「児童の権利に関する条例」については、船橋市次世代育成支援行動計画において、基本的視点の 1 番目に「児童の権利に関する条約」について触れています。また、平成 22 年 4 月に「船橋の教育」として策定した、教育振興ビジョンの基本方針の中で、生命の尊重や、いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等の防止の推進についても述べられており、具体的な施策を明らかにした「教育振興基本計画」では、道徳教育やいじめに関する取組、児童生徒一人一人が、自らが一人の人間として大切にされるという実感が持てる学校・学級風土を醸成するための人権教育の充実や、いのちの授業、スクールカウンセラーの配置についても述べています。対応方針としては、個別具体的な取り組みとしては「各個別計画」に記載している状況の中、基本的な方向性を示す後期基本計画ではそこまでは記載していないという状況です。

- ・ No.19 の本木委員からの、旧高根台第一小学校跡地に入っている特別支援学校へのご意見です。こちらに関しては、この資料の対応方法の中に記載があります。当該施設の施設利用が暫定的となっているのは、団地近傍の他の小学校が過密となる事態が生じた場合には、旧高根台第一小学校の再開校を検討する必要があるためです。ただ、方向性の検討としては、必要であると考え、10 年後に必ずしも廃止となるものではないため、後期基本計画に盛りこむことは考えていません。

- ・ No.20 の森田委員から 3-3-2 の指標として、「学校の授業が分かると答えた児童生徒の割合」を掲げ、これに対して、具体的にどのように実現するのかというご意見と、No.21 のまき委員からの、その数値は現状正しく把握したと認識しているのかというご意見です。こちらに関しては、資料 3 の 18 ページに記載しています。具体的な取り組みとしては、授業研究の実施や、その成果の普及による指導方法の改善、学校訪問による指導・助言を行い、教員の指導力向上。

また、一人一人に応じたきめ細かい事業を行うため、学習サポーターの派遣といった取り組みも実施しています。

なお、アンケートの取得方法等については、下に記載したとおりです。各小中学校、4000

名の中から 1600 名のお子さんを抽出したアンケート結果ですが、統計学上、全体の結果を示すに十分足りる数字になっています。

- No.22 のまき委員からの、「教職員が子どもたちに向き合う体制の整備」とは、具体的にどのようなものかのご意見です。こちらに関しては、資料 3 の 19 ページに記載があります。たとえば、「校務の見直しを図り時間の確保に努める。」、「校務用パソコンの導入と効率的な校務処理の推進を図る。」などが挙げられ、事務を効率化することにより教育の本務である子どもたちに向き合う時間を確保するための取り組みを行っています。また、多様な児童生徒に対応したコミュニケーション能力や、指導についての技法等が求められる中、教員が一人でその課題を抱え込むことがないような相談窓口の設置も行っていきます。
- No.23 の本木委員からの、「青少年の環境を良くする市民の会活動の事業参加者数」が少なすぎるように感じるとのご意見です。こちらの実際の数値は、今現在行っている様々な活動の中で、JR 津田沼・船橋・西船橋駅前で行っている年間街頭啓発事業の参加者数を集計したものです。活動全体としては、市内全 21 団体あり、それぞれ活発に活動していただいているところですが、その参加者数全体は現在把握していません。このようなことから、指標の名称を明確にするために、「青少年の環境を良くする市民の会の街頭啓発活動参加者数」と変更させていただければと考えています。
- No.24 の金沢委員からのご意見で、「青少年施設そのものを増やすことも必要ではないか。」。また本木委員から、そうした中で児童ホームについての活用を今後どのようにしていくか、というご意見がありました。こちらにつきましては、資料 3 の 21 ページに記載があります。青少年会館において、その整備においては改修と新設の両方を考えています。児童ホームについても、基本的には児童福祉施設である中で、現状では小学生までの利用が 96%を占めています。しかしながら、中高生だけが利用できる時間帯を設けることで、児童ホームを活用できる可能性もあるため、「中高生タイム」（夕方の 5 時ごろから 2 時間程度）の試行を実施して、今後の実施箇所、実施回数、時間などの検討を行う予定です。中高生の活動の場を確保することの重要性は認識しており、現在、関係部と連携して進めていきますが、現時点では具体的な新築等の予定は立っていないことから、基本計画としては記載をしていません。
- 第 3 章の部分についての説明は以上です。
- 続いて、第 4 章について説明します。
- No.26 の椎名委員からのご意見です。4-1-1 のめざすべき姿に「多くの人が本市の良さを知る」とあるが、「本市」だと船橋駅周辺のみをイメージしているように感じる。各

商業集積を含めた市全体の良さを知るという意味になるよう検討してほしい。また、No.27 まき委員から、歴史的な施設や、自然・観光資源を生かし、地域特性を街の活力やにぎわいにつなげることが必要とのご意見をいただきました。資料3の22ページをご覧ください。補足説明としては、分野別計画第4章 4-1-1 まちの活力につながるにぎわいの創出「めざすべき姿」の「本市の魅力が高まり、多くの人が本市の良さを知る」は、船橋駅周辺のみならず市全体の良さを知るという意味です。各商業集積については、第4章 (P130) 4-1-3 魅力ある商業の振興「めざすべき姿」に「魅力がある商業が集積している」と記載があります。

まちの活力につながるにぎわいの創出については、船橋の周辺地域のみならず、それぞれの地域特性に応じ、商圈特性を鑑みるとともに、歴史・自然・観光資源を生かした施策展開を行っていくことが重要と考えます。

対応方針としては、3つを想定しています。

- ①船橋の周辺地域にこだわらず、地域特性に応じたまちづくりが重要であるため、追記はしない。
- ②4-1-1 施策2) まちの魅力の創出及び活用 (P127) の文中に、多くの人が各地域の特色を理解し、地域特性に応じたまちづくりが重要である旨の表現を加える。
- ③地域特性に応じたまちづくりの中で、特に重要であると考えられる点を具体的に、審議会でご議論いただいた上で答申に加える。

・No.28の金沢委員のご意見です。4-1-1 施策1) 産品ブランドの推進で、船橋には小松菜などの産品ブランドが既にあるのに、なぜ指標の現状値がないのか。No.29の椎名委員からは、4-1-1 施策1) 産品ブランドの推進で、船橋には小松菜やセイゴ・フッコ等の優れた産品があるのに、商業振興につながっていないのが残念とのご意見をいただきました。資料3の23ページをご覧ください。

補足説明として、ここで記載している産品ブランドとは、(仮称)船橋産品ブランド協議会で認定された産品を想定しているため、指標の現状値がありません。(仮称)船橋産品ブランド協議会の設置等については、現在検討中であり、小松菜等は船橋ブランドの定義が決定していない中での農・漁業産品となります。

船橋の産品としてのブランド化を図るためには、今後その位置づけを徹底していく必要があります。産品ブランドの推進により、まちづくり・地域経済の活性化を図っていきたいと考えています。対応方針としては、指標の「産品ブランドを発信したイベント来場者数」については、分かりにくい点があるため、指標を「船橋産品ブランド認定産品数」へ変更し、備考欄に(仮称)船橋産品ブランド協議会で認定された産品を記載する。

- ・河村委員からの追加のご意見で、船橋での開業率はどのくらいなのか。ベンチャープラザの稼働率だけでなく開業率も企業支援の指標としてはどうか。また、No.30の森田委員から、4-1-2施策2)新規・有望産業の育成や誘致に関連して、船橋だけでなく全国的に、新規・有望産業が出て来にくくなっている。本来、国が取り組むべきことだが、船橋市において先進的に取り組むことが望ましい。ベンチャープラザ 35 室の入居率を 100%にすることを目標にしているが、もっと規模を大きくできないかとのご意見をいただきました。資料3の24ページをご覧ください。

補足説明として、ベンチャープラザ船橋は、(独)中小企業基盤整備機構が設置・運営し、ベンチャー企業を募集し審査を行い入居させるものです。これに千葉県が人的支援、船橋市が賃料補助を行い、協力体制を築き支援しています。国・県・市の連携により行っている事業であること、また、現状で 85%の稼働率であることを鑑みると、現実的には規模を大きくすることは難しい状況です。しかしながら、本市のインキュベーション施設の特長である、特定の大学との連携に限定されることなくどこの大学とも自由に連携できる利点を生かし、多方面からの連携を模索しながら、有望なベンチャー企業の育成・誘致を図っていきたいと考えています。なお、ベンチャープラザ入居企業に関しては、すでに開業しており新たな事業を展開するために入っている企業もあるため、開業率を指標することは難しいものと考えます。

- ・No.31の椎名委員からのご意見。総合的な産業振興の推進については、絵に描いた餅で終わらせてはいけない。平成14年に策定した「船橋市商工振興ビジョン」は、今でも十分通用する内容。主要事業に具体的なものを出す必要がある。これに関して、資料3の25ページをご覧ください。

補足説明としては、現在の船橋市商工振興ビジョンの策定から10年近く経ち、その間に社会・経済情勢等が急速に変化しています。そのような変化に対応するため、素案では4-1-2施策1)総合的な産業振興の推進(P129)に、主要事業として「新たな商工振興ビジョンの策定」を記載しており、後期基本計画の計画期間中に策定する予定です。具体的な部分については、新たな商工振興ビジョンの中で検討することから、記載をしていません。

対応方針としては2つが想定されます。①「新たな船橋市商工振興ビジョン」の中で、具体的な事業を検討するため、後期基本計画では、主要事業に具体的な事業を記載しない。②後期基本計画に記載すべきと考える具体的な主要事業を審議いただき、答申に盛り込む。

- ・No.32の金沢委員からのご意見。4-1-3魅力ある商業の振興で、大型店舗向けの施策と地元の商店街向けの施策は、分けて書いた方が良いのではないか。また、No.33の椎名

委員から、大型店が伸びる一方、零細小売店はつぶれていく傾向にある。経営者の生活だけでなく、買い物弱者の発生という問題も生じるとのご意見をいただきました。資料3の26ページをご覧ください。

補足説明として、本市では、市内の中小小売店と大型店で組織され商業活性化に取り組んでいる「船橋市商業活性化協議会」や、船橋駅前の中小小売店と大型店で組織され船橋駅周辺の活性化事業を行っている「アイラブふなばし実行委員会」の活動の例があるように、中小小売店と大型店が協力して「まちの活性化」に取り組んでいます。このことから、大型店と中小小売店が一体となった商店街づくりが重要であると考えています。市の施策としては、大型店を基にした施策展開ではなく、中小小売店を中心とした施策展開をしています。

対応方針としては、2つが想定されます。①大型店と中小小売店が一体となった商店街づくりが重要であるため、大型店舗向けの施策と地元の商店街向けの施策は分けず、修正しない。②4-1-3 魅力ある商業の振興 施策2) 商店街の活性化と経営の高度化 (P131) の本文中に、地域それぞれの特性を活かし、市民ニーズや買い物弱者対策など社会情勢に応える商店街の取り組みを支援しますという主旨の文章を追記する。

- No.34 の椎名委員からのご意見。4-1-3 施策1) 商業環境の整備の本文に「歩行者空間の整備」と書かれているが、放置自転車がも多く歩道が狭いというご意見をいただきました。これにつきましては、資料3の27ページをご覧ください。

補足説明として、放置自転車については、分野別計画第5章 (P152、153) 5-3-1 人にやさしいまちづくりの中に、指標 歩道整備事業の整備完了延長、駅周辺の放置自転車等の台数とあり、施策1) 歩行者空間の整備 施策2) 自転車利用環境の整備と記載しています。

対応方針としては、2つが想定されます。①商店街と行政の協働については、第4章 (P131) 4-1-3 魅力ある商業の振興 施策1) 商業環境の整備の本文中に、「商店街との協働を基本として商業環境を整備します。」という主旨の文章を追記する。②放置自転車対策については、第5章 (P152、153) 5-3-1 人にやさしいまちづくりで記載があるため、4章ではこれ以上詳しく記載しないという考えです。

- No.35 のまき委員からのご意見。4-1-6 現状と課題で、ニート問題等への言及がある。国でも大きな課題として進めている職業教育の重要性に触れてほしい。こちらにつきましては、資料3の28ページをご覧ください。

補足説明としては、職業教育については、分野別計画第 3 章 3-3-3 次代を担う青少年健全育成の推進の中で、施策 4) 青少年の自立を支援する体制の整備 (P119) に青少年の自立促進のため、関係機関と連携しつつ、職業意識の啓発や相談体制の充実を図ります。また、様々な場面での青少年の地域社会への参加を促進します。主要事業は、職業的自立の支援、キャリア教育の推進と記載しています。

第 4 章では、就業支援の部分のみを、雇用の安定という観点から記載しているところです。

- ・ No.36 の斎藤 (哲) 委員からのご意見。ニート問題等に関連して、若者が地域社会の実態を知らず、大企業を目指す傾向がある。中小企業は人材不足。職業教育とともに、働く意味や技術の継承、若者への魅力ある職場の PR などが重要となっている。これにつきましては、資料 3 の 29 ページをご覧ください。

補足説明としては、「活気とにぎわいのあふれるふるさと・ふなばし」をテーマにふなばし市民まつりの一環として、船橋市内で作られた製品の展示等を行っています。本市の工業を市民に理解してもらうとともに、企業と地域社会との結びつきを強め、工業振興を目的として実施していますが、このように様々な機会をとらえて、本市の企業の技術力、魅力の発信を行う必要があると考えています。対応方針としては、分野別計画第 4 章 (P129) 4-1-2 施策 1) 総合的な産業振興の推進の主要事業の中で市内企業の技術力の発信と記載があるが、本文中にもその主旨の文章を記載する。

- ・ No.37 の北澤委員からのご意見。船橋において生物の重要な生息地になっているのは、水田や干潟である。農業・漁業は生物や環境を守る産業。農業・漁業を通じて環境を守っていくという役割を方針に記載すべき。こちらに関しては、資料 3 の 30 ページをご覧ください。

補足説明としては、農業については、分野別計画第 5 章 (P148) 5-1-1 計画的な都市づくりの現状と課題の中で、「都市農業は、安全・安心で新鮮な農産物の供給だけではなく、自然環境の保全等の多面的な機能を持ち、健全な都市生活を営むうえで公共的な役割と価値をもっています。」と記載があります。

漁業については、分野別計画第 2 章 (P77) 2-1-3 自然と共生したまちづくりの施策 2) 三番瀬の保全・再生の中で、「三番瀬の豊かな生態系を将来の世代に残し干潟の恵みを享受できるよう、ラムサール条約へ登録し、干潟への負荷の抑制、三番瀬の自然環境や漁業の保全・再生・利用を図ります。」と記載があります。また、分野別計画第 4 章 (P143) 4-2-2 時代に対応した漁業の振興の施策 1) 漁業生産の安定化の中で、「安定した漁業生産を確保するため、船橋の主要魚介類の二枚貝の敵外生物 (ヒトデ・ツメタガイ) 除去対策を行うとともに、漁業の環境改善及び生産基盤の整備に努めます。」と記載があります。

対応方針としては、農業については、第5章（P148）5-1-1 計画的な都市づくりに、漁業については、第2章（P77）2-1-3 自然と共生したまちづくりの施策2）三番瀬の保全・再生に、「干潟への負荷の抑制、三番瀬の自然環境や漁業の保全・再生・利用を図ります。」と記載があるため、4章にこれ以上を追記しません。

- No.38 の川井委員からの、4-2-1 の指標として、遊休農地の解消も加えるべき。現状値をとることで、どれだけ耕作放棄が進んでいるか、危機感が見えるのご意見。こちらについては、指標に耕作放棄地面積の指標を加えることを検討したいと思います。

- No.39 の北澤委員からのご意見。耕作に不利な谷津の狭いところ等は、生物の生息環境としては重要性が高い。こうした場所を「環境を守る場」として活用してはどうか。こちらについては、資料3の31ページをご覧ください。

補足説明としては、耕作放棄状態を解消した農地は、利用集積を行うことを基本として考えていますが、借り手が決まるまでの間の農地の利用については、様々な方法を検討しています。

対応方針としては、分野別計画第4章（P139）4-2-1 活力ある都市農業の振興の施策2）住環境と調和した農業空間の整備の本文中に、遊休化や耕作放棄が懸念される農地について、市民農園、学童農園等へ活用し、自然環境の維持を図るという主旨の文言を追記することを考えています。

- No.40 の川井委員からの、畜産業については、P140に「農畜産物についての情報提供」とあるのみだ。畜産業の振興についても、具体的な記述がほしいのご意見です。こちらに関しては、資料3の32ページをご覧ください。

補足説明としては、本市の畜産業は、首都圏に立地しながら、酪農12戸・611頭、養鶏2戸・8,900羽など6億円の産出額を誇っています。市では、農業センターが中心となって、都市化の進む中で畜産経営の健全な発展と家畜家きの伝染病の発生・蔓延を予防するとともに、畜舎やその周辺の飼養環境の保全を推進し、畜産経営の安定を図っています。

対応方針としては、分野別計画第4章（P139）4-2-1 施策1）の新鮮で、安全・安心な食料の提供の本文中に、畜産業についても記載する。本文中の「安全で安心できる産品を提供しつつ農業経営の安定化を図るため」を「安全で安心できる農畜産物を提供しつつ経営の安定化を図るため」という主旨の文章へ修正することを検討しています。

- No.41 のまき委員からの、生産の場と直結した消費生活が成り立つのが、船橋の特徴・魅力である。どこかに記載してほしいのご意見です。こちらに関しては、資料3の33ページをご覧ください。

補足説明としては、船橋の農業は、都市近郊という立地条件に恵まれ、首都圏の生鮮食料供給地として重要な役割を担っています。野菜類を中心に果樹、畜産等と多彩な経営

から成っており、県内でも有数な農業生産地です。

対応方針としては、分野別計画第4章（P139）4-2-1 施策1）の新鮮で、安全・安心な食料の提供の中で、「地元でとれた安全で安心な農畜産物を地元消費者と結びつけながら、地産地消を実現する。」という主旨の文章を追記することを考えています。

- ・ No.42 の金沢委員からのご意見。4-3-1 安心できる消費生活の確立に、高齢者向けの対策や高齢消費者の保護を加えてほしい。指標に「消費生活相談自主交渉解決率」が挙げられているが、高齢者には自主的な解決はむずかしい。こちらについては、資料3の34ページをご覧ください。

補足説明としては、消費生活相談自主交渉解決率の指標について（P144）、自立した消費者を目指すためには、消費者トラブルを自主的に解決することが望ましいため、指標として設定しましたが、高齢者など、自主的な解決が難しいケースに対しては、当然消費生活センターが斡旋し、解決に向けたフォローを実施しています。

対応方針としては、2つが想定されます。①狙われやすい高齢者向けの対応を特に強調する意味として、4-3-1 施策2）の消費者の保護（P145）の本文中に、「特に被害に遭いやすい高齢者に対しては、その未然防止に向けた取り組みを強化します。」という主旨の文章を追記する。②4-3-1 施策2）の「悪徳商法等の消費者被害から消費者を保護するため、消費生活センター機能の充実を図り、苦情・相談処理体制の強化と市民への効果的な情報提供を行います。」には、「高齢者」も当然含まれていることから追記しないと考えています。

- ・ 第4章の説明は以上です。

（会長）

- ・ それでは、個別に見ていきたいと思います。
- ・ まずは、問題提起された委員のご意見をお聞きし、それに対してご意見があればお伺いするという進めていきたいと思っています。
- ・ 資料2のNo.1、有馬委員からお願いします。

（有馬委員）

- ・ 高齢者の部分は外していただき、子どもや女性に対する虐待・DV被害防止として一時避難、緊急避難の体制が必要ということで提案しました。実際には、そこに必要な場所としてあるし、シェルターに関わる部分は千葉県の女性サポートセンターがあるということで、船橋市としては今後それに対応する用意はないということですが、すべてが網羅されているわけではなく、人口が多い船橋市の場合、問題を抱えている人の割合は非常に高いです。こうした方々には様々な事情があり、全て県が関わることはできおらず、現実としては船橋の方々が利用できない場面が多々あることを経験しています。
- ・ 一つのモデルとして、野田市は、野田市民は野田市が守るということで、全ての被害者

に対しての相談対応やシェルター確保、その後の生活まで一貫して男女共同参画で行っています。そこについては、特別な予算が組まれているわけではなく、シェルターについては、民間が経営しているものを野田市が管理・監督・金銭的援助など支援して活用しています。

- ・今後 10 年間のことであるので、船橋市でも、そういう体制を目指していけないかという期待があります。
- ・また、子どもについて、児童相談所は 18 歳までが対応となりますが、18 歳～20 歳については、「被害難民」と言いますか、ちょうどサポートの網から外れてしまいます。その子どもたちに、家族によって性被害などを受けた場合など、家庭には帰ることができない事情がある場合、児童相談所からもれてしまいます。それでは、サポートセンターがあるのではということになりますが、ここも大きく対象からもれています。結局、子どもたちは行き場所を失い、夜中に徘徊するわけにも行かず、携帯を活用して助けて欲しいという情報をネット等を通じて発信し、その結果新たな被害に遭っているという事情もあります。
- ・こういった事情を勘案すると、船橋市の子ども、18 歳から 20 歳までの子どもや女性は船橋で守ろうという姿勢、何らかの具体的な施策ができればよいと感じており、現状これがあるから、という説明では、10 年後の姿としては非常に残念です。

(本木委員)

- ・個人的には事務局の見解でよいと考えます。
- ・野田市や千葉市にもそれぞれの施策があるが、船橋市としても、地域福祉計画やそのアクションプランとなる地域福祉活動計画の中で、この点については相当議論されています。
- ・地域で支援するための体制として、地域に一時避難場所があればいいということについては賛成ですが、地域福祉計画や地域福祉活動計画の中で、地域で支援するための体制をこのようにやっていこうということを定めています。地域福祉活動計画はこれから策定するものでもあり、総合計画上はこの程度の記載にとどめ、具体的な施策はこちらの地域福祉活動計画の中で、地域で支援する体制として定めていけば良いのではないかと思います。

(会長)

- ・決着がつく問題ではないと思いますので、小委員会で議論してはどうでしょうか。予算の問題もあると思いますし、単なる言葉の問題ではないので、今後の 10 年間で考えるべきことかと思います。
- ・2 番目の問題はどうか。

(本木委員)

- ・本日の進行について、残された時間を考えると、一つずつ意見を提示するのではなく、

今回提示された資料について追加意見がある方が発言するという方向でどうでしょうか。

(参加者)

- ・首肯等にて同意

(会長)

- ・対応方針などについて、事務局側の対応でよい場合は飛ばし、意見があるものについて進めていくということをお願いします。

(斎藤哲瑯委員)

- ・10年先の方向性を見て打ち出していくことが重要だと思います。
- ・生涯学習でいろいろ意見を出させて頂いたが、生涯学習は学習者の立場に立った内容になるが、行政としては生涯教育として考えた方が理解しやすい。生涯学習に、家庭教育、学校教育、社会教育が入ってくるわけで、教育基本法の中にも今回入っていますが、家庭・学校・地域と連携していくのかという条文が入っています。家庭の問題がどうなのかということも条文化されてきています。
- ・子どもも悩む、親も悩む、教員も悩むという中で教育機能が弱体化しているといわれていますが、ある程度実態を把握しながら船橋の方向性を検討していくことが重要だと思います。10年先の生涯教育、船橋としての学校教育をどう取り込んでいくのか。それを家庭とどう連携していくのかなど、総合的な方向性を出していかないといけないのではないのでしょうか。
- ・生涯学習の推進計画が平成24年度から変わっていくということもあり、その際にも総合計画の内容を指針とすると思いますので、細かい文章表現はともかくとして大きな方向性を提示した方が良いと思います。
- ・本日の資料や意見の中で、私として検討して意見を提示することもできると思います。
- ・有馬委員のご指摘の内容も、単発ではなく、家庭・子育て・地域の問題として、総合的に対応する必要があるのではないのでしょうか。また、短期的・長期的といった時間軸での検討も必要かと思います。

(会長)

- ・このリストは、質問に対する回答として整理されていますが、残しておくべき内容がどれかという形でご指摘頂けないでしょうか。
- ・有馬委員のご意見は、1番は残すとして、2番はどうでしょうか。
- ・斎藤委員のご意見は、事務局の対応としては文言を加えるという回答ですが、もう一度小委員会で議論すべきだという項目はありますでしょうか。

(斎藤哲瑯委員)

- ・船橋市としての生涯教育／生涯学習をどのようにするのか、現状でどのような問題があ

るのか、という内容を踏まえて方向性を出していかないといけないと考えています。

(会長)

- ・ご意見の3番については書き加える、4番については対応しないということでしょうか。

(斎藤哲瑋委員)

- ・生涯教育／生涯学習の中でどういった問題があって、それに対してどのような方向性を目指したいのかが見えてこないように感じています。新たにできる「ふなばし一番星プラン」にこの計画が影響していくと思うので、整合性をとりながら具体的に推進していくという文言を記載しておく必要はまずあると思います。

(会長)

- ・事務局としては、それを踏まえて記述している、という回答になるだろうと思います。
- ・この先としては、時間的なものもありますので、次回までの間に小委員会を設けて議論するのが良いかと思われませんが。

(斎藤哲瑋委員)

- ・生涯学習が何かということがあったなかで、家庭教育・学校教育、社会教育の位置づけが明確にならないといけないと感じており、そういった全体的な内容がわからない。細かい内容というよりは全体的な論点です。

(有馬委員)

- ・これだけの意見が出ている中で、全体の計画中の体系を考えた時に、施策レベルで考えるものなのか、事業レベルで考えるべきなのかの整理を考えてみました。
- ・そうすると、私の意見は、事業レベルの内容を提示しています。
- ・出された意見について、事業レベルのものについては外しても良いと思います。体系や施策に関係するものについてのみ抽出していくと、意見全体が整理されるのではないかと感じました。

(本木委員)

- ・後期基本計画と個別計画との関わりについての議論になっていると思います。
- ・斎藤委員のご指摘の内容については、「船橋の教育」の中でも非常に議論されています。この中で現状分析についても議論した上で、個別計画として平成22年度に策定されました。
- ・総合計画の中で、具体的な文言を入れるということであればそれに反対するものではありませんが、抽象的なものになるかもしれませんが、具体的な内容については個別計画にゆずるとというのが基本的な視点であると思うので、先ほどの一時避難については、地域福祉計画や地域福祉活動計画で取り扱うということで良いのではないかと思います。

(会長)

- ・先ほどの有馬委員の「1.」の指摘については、そのような対応でよろしいですか。

(有馬委員)

- ・結構です。

(会長)

- ・個別の事業の話なのか、基本的な方向性の話なのかという観点から、資料2について小委員会で議論すべきだという論点があれば、ご意見をお願いします。

(まき委員)

- ・有馬委員が、個別の事業の扱いとして引き取るという対応をされましたが、児童相談所で対応できていない問題もありますし、またDV対応についても、今後10年間では各自自治体が避難所などの整備を広域的に対応していくということが重要な論点ではないかと感じています。
- ・資料3で出てきた県のサポートセンターやホテルへの一時保護だけで十分という市の考え方は大きな問題であると感じており、その考え方については、小委員会で議論して頂ければと思います。

(会長)

- ・小委員会は、来週の水曜日に時間をとることができるため、対応するようにしたいと思います。
- ・今の発言以外に、行政の対応に追加の意見があるということがあればご指摘頂けますか。

(本木委員)

- ・資料3のP11、対応方針の「生涯学習の成果を地域の活動に活かしていくことが求められている。」という部分についてです。
- ・社会教育法の改正のなかで強調されているのは、知の循環型社会の構築、ということです。この観点からの説明を含めて頂ければありがたいと考えています。
- ・資料2のNo.19について、提示した背景を申しあげておきたいと思います。今の特別支援学校が旧高根台第一小学校の跡地にできています。当該校舎は、特別支援学校だけではなく、子育て支援センター、青少年センターの北部分室もできています。青少年センターの相談件数や対応件数が、北部分室ができたこともあり急増しているのですが、北部分室は旧教室の半分の広さしかないという状況で、その狭い場所で職員が賢明に対応しているのです。
- ・当初は資料にあるように、たしかに10年間暫定利用ということであったが、その後の変化があり、新京成沿線の北部の青少年センターの北部分室を利用する青少年が非常に増加しているという事実があるということは、背景として指摘しておきたいと思います。

(会長)

- ・ No.19 の意見について、行政側が対応しないのは困るということですか。

(本木委員)

- ・ このような事実背景があるということを認識していただければ結構です。

(斎藤哲瑯委員)

- ・ いろんな問題がありますが、実態を把握しないといけないと思います。
- ・ 教育センターの学校教育担当部署の中に、社会教育や家庭教育に関する部署を設けて社会教育サイドのセクションを盛り込み、絶えず学校・地域・家庭の状況を把握する調査研究機能を設置できると良いと感じています。

(会長)

- ・ 行政の対応も含めて、小委員会の開催が必須だと感じますので、その点については小委員会の議論にしたいと思います。
- ・ 行政側の対応を頂いていますが、小委員会での対応が必要であるものについては、休憩中に判断頂き、休憩後ご指摘頂き、その後、第 5 章、第 6 章に移りたいと思います。

< 10 分間休憩 : 19:14~19:24 >

(会長)

- ・ それでは再開させていただきます。
- ・ 小委員会での議論が必要な論点について確認したいと思います。

(金沢委員)

- ・ 事務局の要望に、別紙の指摘事項にも「番号」をいれて頂けるとありがたい。
- ・ 指摘事項の「10」(P12) について、基本計画に含めないのであれば、実施計画に含めることは要望します。中ホール建設は、施設の整備をして欲しいという話ではなく、市民が自主的に活動するための空間を整備して欲しいということが主旨です。
- ・ 指摘事項の「11」(P13) については、①~③の対応でよいのではないかと思います。
- ・ 指摘事項の「17」(P16) 「子どもの権利条約」について、基本計画ではなく個別計画で記載されているのであれば問題がないと思います。
- ・ 指摘事項の「24」(P21) 青少年会館の問題について、中ホールと同様に、実施計画等には是非含めて頂きたいと要望します。
- ・ 指摘事項の「28」(P23) については、記載方法を変更して頂くということで、対応としてはやむを得ないのではないかと感じています。
- ・ 指摘事項の「32」(P26) について、対応方針に不満を持っています。船橋市の中小小売店の実態は非常に悲惨な状況です。中小零細業者を助けていくというのは、基本計画で

しっかり盛り込んでいくということが重要であると思います。

- ・指摘事項の「42」(P34)については、対応方針の①としていただければとよいと思う。

(川井委員)

- ・指摘事項の「38」の耕作放棄地については、指標を加えるということで結構です。
- ・指摘事項の「40」の畜産業について、農家組合の新年会に出席したのですが、メンバーは殆ど70、80歳近い方ばかりで、日本の農業の直面している問題の一端を垣間見る思いでした。TPPの問題もありますし、今後特に危機的な状況に陥るであろうことから、もう少し踏み込んだ記載があると良いと思います。

(まき委員)

- ・指摘事項の「6」まちづくり出前講座については、小委員会に送らなくて結構です。
- ・指摘事項の「12」家庭教育については、金沢委員同様、特に意見はありません。
- ・指摘事項の「18」については、後期基本計画の中で、子どもたちの自己肯定感をもっと持っていけるような方向性にいくという姿勢を打ち出すべきだと考えます。これは小委員会で議論したい。
- ・指摘事項の「21」については、森田委員にお任せします。
- ・指摘事項の「22」については、特に意見はありません。なお、資料3のP21に中高生の活動の場を確保することの重要性は認識しており、と記載しているので、その旨を後期計画に方向性として記載して頂きたいと思う。
- ・指摘事項の「35」については、小委員会の中で生涯学習と絡めたかたちで議論頂ければと思います。
- ・指摘事項の「41」については、地産地消を実現するという表現と対応方針を頂いていますが、指摘したかったのは地産地消ではなく、生産される現場から食について学べる機会を持つというニュアンスでした。食生活の学びの現場が生産の現場と直結しているということで指摘させて頂きました。

(有馬委員)

- ・指摘事項の「1」の緊急避難の体系については、一時引きましたが、柱の部分として一度小委員会でご議論頂きたい。指摘事項「2」についても、10年後は少子高齢化がもつと進んで、女性が働く必要性が高まると考える中、小委員会でご議論頂きたい。
- ・残りの指摘事項3点、「5」、「13」、「16」については、結構です。

(北澤委員)

- ・指摘事項「37」(P30)について、農業についてはこのままで問題ないが、漁業については行業が持つ多面的な機能の発揮に関する指摘が少ないと感じます。12月に水産庁が「水産環境整備の推進に向けて」という漁業整備の方針を出しているが、その中でも水産生物のみを増やすのではなく、生態系全体の生産力の底上げを目指すとの方向性が示され

ているため、素案の現状と課題あるいは施策1の中の、「漁業の環境改善」という記載の中で、生態系の維持／回復を通して、という内容を追加して頂ければと思います。

- ・指摘事項「39」について、農業施策としての耕作放棄地対策だけでは農地を維持することが難しい場合がでてくると思います。例えば耕作に関して、集約することが難しい農地のポテンシャルを確保していくのに、環境を使ってはいかがかという提案をしています。昨年末の国会で生物多様性保全活動促進法という法律が制定され、市民活動を通じて、農地や森林を維持し、生物多様性を確保するというものであり、そのための推進計画を策定していくということだろうと思いますが、そういったものを活用できるよう記載して頂ければと思います。
- ・対応方針で、遊休地や耕作放棄が懸念される農地について、「市民農園や学童農園として活用する」としていますが、「市民や学童との協働により、農地を活用し、自然環境の保全を図る」という表現にすれば良いと思います。

(斎藤哲瑯委員)

- ・指摘事項「3」、「4」、「8」、「9」と挙げさせて頂きましたが、別途事務局に考えた内容を送りたいと思っています。
- ・行政は、生涯教育行政は、家庭、学校、社会教育全てが入っているので、それら全体を踏まえた上で、生涯教育行政を行うということを外さないで頂きたいと思います。そのためには、実態把握が必要ですので、教育センターなどの中で、調査研究機能を持たせて欲しいです。
- ・また、行政と教職員が生涯学習についての理解が足りていないと思うので、研修の機会を設けることが必要だろうと思います。
- ・さらに、虐待やいじめ、不登校の問題が発生している中で、家庭教育力の向上が問題となり、医療機関や福祉機関、児童相談所などとの連携などが必要となることも視野に入れて頂きたい。
- ・指摘事項「36」について、若者は働きたくないという意向が強いということがあります。私の調査でも、小・中・高校生で30%くらいが働きたくないと答えています。その背景として、現状の居心地が良いということもありますが、社会の実態を知らないということもあるため、インターンシップなどを市内で実施して、社会経験を体験させる場の確保をすることがよいのではないかと思います。

(森田委員)

- ・指摘事項の「20」と「30」です。
- ・こちらについては、コメントして記載しているかたちで対応頂ければ結構です。

(本木委員)

- ・5項目ありましたが、全て納得しました。

(村田委員)

- ・指摘事項「15」については小委員会でご議論頂きたいです。

(椎名委員)

- ・来週の小委員会には出席できないので、意見を述べさせていただきます。
- ・指摘事項の「29」について、行政だけで製品ブランドはできないと思いますので、商工会議所や商店会連合会を活用して頂きたいと思います。
- ・指摘事項の「31」について、新たな商工振興ビジョンの中で施策を制定するということですが、期限を書いて頂きたい。また、いつの答申に盛り込むのかを教えてください。
- ・指摘事項の「33」について、平成 19 年に制定された「船橋市産業振興基本条例」には漏れがあります。大半の大型店やコンビニ、居酒屋、ファーストフード等のチェーン店は商工会議所にも地域の商店街にも加入せずに商売を続け、条例制定後も加入は進んでいない。ここに問題があるのです。問題の捉え方が違うと思いますので、そこを整理していただきたいです。
- ・従来からの商店会や商店、飲食店は資本力の差を乗り越える事が出来ず閉店する事例が後を絶たず買物難民の発生やコミュニティの場の消滅につながっている。その地域で商売をする大型店やチェーン店経営者に対して、地域の一員として、問題を解決する、あるいは地域を発展させる為に、商店会に加入し地元の方々と知恵と汗を出し一緒に取組んで貰う為の行政指導が必要である。
- ・指摘事項の「34」は特に意見はありません。

(河村委員)

- ・第 3 章に関わる「追加」意見については、事務局の方で書き加えられたものを見てからということで、小委員会の検討は不要です。
- ・第 4 章に関する追加意見について、ベンチャープラザに入居している人だけではなく、開業した人がどのくらいいるのかという開業率を見れば、起業支援が進んでいるのかどうか分かるのでは、ということで提案しています。内容について誤解をされているように感じており、開業率についてご提示頂きたいと思います。
- ・開業率は、日本全体では4%くらいです。

(会長)

- ・今ご指摘のあった点については、来週のこの時間ということで進めたいと思います。
- ・全体的に時間が不足していますが、あと1時間は最低取りたいと思います。
- ・事務局より第5章、第6章の説明をお願いします。

## 2. 分野別計画 第5章・第6章について (事務局)

### ー「素案」第5章、第6章について説明。

それでは第5章の概要を説明させていただきます。素案の36ページをご覧ください。このページの上半分が5章の体系図となります。

本章では、タイトルにございます通り、本市の都市計画や道路・鉄道などの都市基盤整備に関する内容の計画を5つの基本施策のなかでまとめております。

#### ● 511 計画的な都市づくり

続きまして148ページをご覧ください。

基本施策の一つ目『計画的な都市づくり』では、快適な市民生活の実現に向けた、都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用や、バリアフリー化の推進などの施策について記載しております。平成22年3月に策定された、「船橋市景観計画」についても、施策3に取り込んでいます。なお、都市計画マスタープランについては、現在改定作業を行っており、平成24年3月に改定予定でございます。

指標については、鉄道駅のバリアフリー化や都市景観に対する市民満足度等をあげています。

なお、指標で、2点、数値の訂正がございます。

まず、指標の1つ目『地区計画の決定・変更地区総数』、こちらの目標値が15地区となっておりますが、担当課で再精査し16地区に見直しております。

続いて指標の2つ目『バリアフリー化された市内鉄道駅の数』、現状値が24駅となっておりますが、22駅に訂正をお願いします。

この理由については、西船橋駅の取り扱いの変更に伴うものです。

平成19年にパスモが導入された際、駅構内に乗換改札口が設置されたことにより、JRの管理区域とメトロ・東葉高速の管理区域に分かれました。このうち、メトロ・東葉高速の管理区域である南口はエスカレーター1基のみの設置であるために、『メトロ・東葉高速：西船橋駅』はバリアフリー未整備駅と分類されることとなりました。国の取り扱いが変更となったのが平成22年度当初であり、こちらで確認できたのが素案の策定途中であったため反映が出来ませんでした。以上2点の訂正をお願いします。

#### ● 521 魅力あるベイエリアの創出

続きまして150ページ、基本施策の2つ目、『魅力あるベイエリアの創出』です。

この基本施策では、基本構想に位置づけられた「海を活かした魅力あるまちづくり」について記載しております。

平成14年度に策定された『海を活かしたまちづくり基本構想・基本計画・行動計画』を引き続き進めていくということが主な内容になっています。計画では様々な分野の取り組みが記載されておりますが、521の基本施策の中ではこの計画の理念を記載し、具体

的な取組み内容は該当する章に各々記載することとしています。

指標については、海を活かしたまちづくり行動計画の着手率としています。

- 531 人にやさしいみちづくり

続きまして 152 ページ、この基本施策では道路整備に関する内容を記載しております。誰もが利用しやすい、人にやさしいみちづくりを目指すため、歩行者・自転車・車両それぞれが快適に利用できるための道路整備についての施策と、交通安全対策についての施策を記載しております。

指標については、歩道の整備延長や都市計画道路の整備率をあげています。

なお、指標について2点訂正がございます。一つ目の指標の目標値が 35km となっておりますが、担当課で再精査し 36km としていますので訂正をお願いします。

続いて2つ目の指標、数値の単位が台/年となっておりますが、この数値は年4回の放置禁止指定区域内の放置台数調査の累計の数字のため、単位を台に訂正をお願いします。また、年4回の調査である旨を備考欄に記載するように致します。

- 532 誰もが使いやすい都市交通の確立

続きまして 156 ページ、『誰もが使いやすい都市交通の確立』です。

この基本施策では、交通不便地域対策や過度な自動車への依存を解消に向けた公共交通の利便性の向上や、デマンド交通など新たな公共交通の導入、バス利用の促進などの施策について記載しております。

交通不便地域の解消については、既に実証実験を開始している地域がございますが、指標として設定し、船橋市地域公共交通総合連携計画に位置づけている、9つの重点地区の解消を目指す指標としています。

- 541 安らぎとにぎわいのある市街地の整備

続きまして 158 ページ、『安らぎとにぎわいのある市街地の整備』です。

この基本施策は、良好な市街地の形成をはかるため、市街地再開発事業や土地区画整理事業などを活用し、駅周辺や市街地の整備を進めていくといった施策を記載しております。

施策1では市街地再開発事業等による駅周辺地区の整備、施策2は土地区画整理事業を中心とした市街地整備について記載しております。

指標は、①の『JR船橋駅南口地区再開発事業の着手地区数』については、JR船橋駅南口の再開発事業のうち、一地区について着手を目指す、②については、現在進行中の2つの土地区画整理事業における平成32年度時点の整備完了面積を足しあげた数値を目標値としています。

5章の概要説明は以上となります。

続きまして、第6章です。素案の36ページをご覧ください。このページの下半分が6章の体系図となります。本章では、市民協働やコミュニティ、広報、公聴のほか、男女共同参画や電子行政の推進に関する5つの基本施策で構成されております。それでは、内容説明に移ります。素案の162ページをご覧ください。

- 611 市民の創意と意欲を活かした協働のまちづくり

この基本施策では、市の魅力創出や地域の課題解決のために、市民の創意や意欲をまちづくりに活かし、市民活動団体等が行う市民公益活動の支援や、市政への市民の参画を促す仕組みづくりについての施策を記載しています。

指標としては、市民活動サポートセンターを利用する公益活動登録団体数、公募市民委員が参加している審議会等の数、市と市民団体との協働事業数を挙げておりますが、一つ目の指標につきましては、市民活動情報ネットというホームページでの登録者数が記入されていたため、ここについては現状値、目標値を修正させていただきます。登録制度自体はこれから導入し次年度の受付を開始するため、あくまでも概算、見積り数字でございます。現状値を370団体、目標値を470団体と修正させていただきますようお願いいたします。正式な数字に関しましては、受け付けた後に改めて記載いたします。また、3つ目の指標につきましては、協働事業の定義づけや現状値の確定に向けた庁内調査は今後市民協働課にて実施予定で、その結果を踏まえ、現状値と目標値を決めるため、未定となっております。

続きまして、164ページに移ります

- 612 市民との情報共有の推進

この基本施策では、広報・公聴について述べています。市民の信頼や理解を得ながら市民ニーズに即した行政運営を行うため、広報としては、インターネットなど多様な媒体を通じた情報提供の必要性と、公文書の開示制度の適切な運用といった情報公開制度について述べています。公聴としては、市民意識調査などによる市民の声の収集と活用についての施策を記載しています。

指標としては、市ウェブサイトへのアクセス数と、市民意識調査の回収率の向上を掲げております。

続いて、166ページです。

- 621 ふれあいに満ちたコミュニティの育成

こちらでは、611が地縁にとらわれない市民活動一般であるのに対し、地域のニーズに対応し、だれもが魅力を感じ愛着の持てるまちづくりのために、地域のコミュニティに密着した町会・自治会をはじめ、地区社会福祉協議会、民生委員協議会といった団体の活動支援と、相互の連携や活動環境の充実について記載しています。

指標につきましては、町会加入率を掲げております。これは近年マンションの増加に伴い自治会の代わりに管理組合が設置されている状況など、町会自治会加入率は微減傾向

にあることから、最低限現状維持として目標値を設定しております。

168 ページに移ります。

● 6 3 1 男女共同参画社会の形成

この基本施策では、男女が共に個性や能力が発揮できる社会の創造に向けて、意識の啓発や共同参画の促進、相談支援体制の充実とともに、男女共同参画の計画的な推進について記載しております。

指標につきましては意識啓発として、講座への参加者数、共同参画の促進として、市の審議会等への女性登用率、例えばこの審議会ですと 20 名中 6 名の女性委員にご参加いただいていますので 30%ということになります。また、相談支援体制としては相談件数を挙げております。

最後に 170 ページです。

● 6 4 1 高度情報社会の構築

この基本施策では、行政サービスの高度化や業務内容の変化に対応するための、業務システムの最適化や情報セキュリティ対策について。また、市民サービスの向上や地域情報化の推進のための、電子申請や、携帯電話等を利用した防犯・防災といった緊急情報の提供について記載しております。

指標としては、セキュリティ研修を受講した職員の割合と、防犯防災等のメール配信システム登録者の増を掲げております。

第 6 章に関する説明は以上です。

(会長)

- ・第 5 章、第 6 章についてのご意見を伺っていきたくと思います。
- ・事前にご意見が出ましたでしょうか。

(事務局)

- ・前回の最後に、今回欠席予定の方について、事前に意見があればということでご提示頂きました。
- ・山下委員から事前に 5 点ほどご質問を頂きましたが、それについてはすでにご回答いたしました。

(山下委員)

- ・欠席者について、ということをして失念してメールでお送りしてしまいました。
- ・具体的には、5-1-1 の地域まちづくりアドバイザーについてお伺いしたところ、非常に細かい制度内容についてお答え頂きました。
- ・また、5-3-2 に記載している新駅についての状況をお伺いしました。なおその回答で請願駅である旨の説明がありましたが、その旨は計画上也に記載した方が良いのではな

いかと思います。

(会長)

- ・ 請願駅の件など、細かい説明を加えるかについてはまた検討して頂くということによりよいでしょうか。
- ・ それでは、まず第5章についてのご意見からお願いします。

(村木委員)

- ・ 都市計画マスタープランを改訂中であるとお伺いしています。都市計画マスタープランの策定にあたっては、専門的見地からより詳細な検討を行っているだろうと思います。また、総合計画ではそういった詳細な内容ではなく、都市計画マスタープランでは対応できないような部門間の調整が必要な内容を記載すべきであると思いますので、そうした点を指摘したいと思います。
- ・ 5-1-1の基本方針の中で、「農地と住宅地が調和した都市づくりを進める」とありますが、市の姿勢として、農地をどのように維持していきたいのか、市街化調整区域の中での開発をどのように抑制するのか、農業サイドと都市サイドとの調和について、総合計画の中でももう少し踏み込めると良いと思います。
- ・ P149の「施策1) 計画的な都市づくりとルールの確立」についてです。市民のまちづくりを進めるための条例などについても都市サイドで行われるのか、市民まちづくりということで、企画の方でやられるのかなどについても記載の検討をしてはいかがかと思えます。
- ・ P151について、「施策1) 魅力あるベイエリアの創出」とあり、三番瀬のことについて記載されています。7-2-1「広域的な連携の推進」で異なる主体間の連携と記載されていますが、魅力あるベイエリアのうち、三番瀬については隣接自治体や県など、行政間の連携についても記載した方がよいのではないかと思います。

(川井委員)

- ・ P150の「魅力あるベイエリアの創出」の基本方針について、日本の原風景は白砂青松だと思うが、一方で、めざすべき姿としては、「中心市街地から沿岸部までの回遊性が創出され、にぎわいや親しみのあるベイエリア・・・」となっているほか、「魅力あるベイエリアを創出するため、中心市街地から沿岸部までの回遊性を高め、船橋市のもつ海、川及び商業集積を活かしたまちづくり・・・」となっており、何かハコモノ的な印象がぬぐいきれません。
- ・ 三番瀬を強調するのならば、その後背地の海岸部の景観創出、松林の再生などに取り組むことを触れるべきなのではないでしょうか。
- ・ 福岡で千本松原を見てきましたが、これは、市民が一本ずつお金を出し合って松林を形成しています。千葉市の臨海部も人工的ではありますが、かつての原風景を彷彿させるものでありました。船橋市も後背地の原風景の創出を当然加えるべきだと思います。

(金沢委員)

- ・第5章全体が都市基盤整備だからということからか、5-4-1 (P158)に「市街地の整備」という内容が含まれています。
- ・どうしても、区画整理事業はまちづくりのイメージが強く、市施行の事業が各地で財政状況から破綻している中で、市民参加型のまちづくりが重要となっているのではないかと思います。都市基盤整備としての第5章に入れるのが適切なのかについて、やや違和感を覚えました。
- ・また、個人的には、財政的な問題や、反対意見が多く進まないといった点から、区画整理事業に非常に疑問を持っています。土地区画整理事業の現在施行中の実態をみると、安易に区画整理を進めるとは記載しにくいのではと思います。

(村田委員)

- ・P152、「人にやさしいまちづくり」の基本方針の中に、「・・・既存の道路の計画的維持・補修を行います。」とありますが、補修については、今後高齢化が進み、足の便の不都合な方が増加する中で、単なる補修ではなく、一步踏み込んだもう少し人を考えた改善になると良いと思います。
- ・また、「交通安全施設の整備」とありますが、具体的には何のことでしょうか。施設と聞きますと、建物を想定してしまいますので、もう少し具体的な名称が入ると分かりやすいのではないのでしょうか。

(北澤委員)

- ・5-1-1の基本方針の中の、「農地と住宅地が調和した都市づくり」についてですが、P139の「活力あふれる都市農業の振興」の「施策2)住環境と調和した農業空間の整備」と非常に関連していると思います。農地と住宅地が調和した、と記載するだけでは具体的内容が分からず、多面的機能を重視するのであれば、それを向上させるような都市づくりや、どれくらい農地を確保するといった具体的な記載ができないかと思います。
- ・また、5-2-1「魅力あるベイエリアの創出」について、自然環境の側面からみると海岸だからクロマツを植えるという単純な図式は避けるべきだと思う。地域の環境に適した自然という考え方が重要であり、ここでは、郷土景観を保全するというかたちの文言を入れて頂けると良いと思います。

(本木委員)

- ・船橋市は坂道が多く、歩けない高齢者が増えていく中で、坂道を高齢者が歩けるような対策がとれないのか、ということを考えます。
- ・5-3-1「人にやさしいまちづくり」の施策の方針にある「道路利用者の利便性の向上」といった中に、こうした内容が含まれていると理解して良いのでしょうか。
- ・また P158「5-4-1安らぎとにぎわいのある市街地の整備」で、「土地区画整理事業の整備完了面積」を指標として設定しているが、面積だけ入れても、市民としては理解

できないのではないのでしょうか。

(村田委員)

- ・ 5-1-1 「計画的な都市づくり」について、船橋駅周辺に居住しているため、商業者からみれば、広告物などは重要だということは分かるが、利用者からみると、広告物により道路が狭くなっている状況が大きな問題であると感じています。
- ・ 「施策3) 良好な景観の保全と形成」の主要事業に、「屋外広告物の規制・誘導」という記載がありますが、これで実効性があるのだろうかと思います。警察と一緒にパトロールしても、実際には撤去できないことも多く、市から具体的に指導するほどの強い施策であるとよいと思います。

(まき委員)

- ・ 5-4-1 「安らぎとにぎわいのある市街地の整備」について、タイトルにある「安らぎ」が、施策の方向や主要事業から感じられません。
- ・ 5-1-1 「計画的な都市づくり」の「施策4) 市民参加のまちづくり」については、前期計画では小分類で項目立てされています。前期と後期では分類の仕方が違うのは分かっていますが、後期ではやや位置づけが下がったように思います。その内容でよいのでしょうか。

(会長)

- ・ 第5章、第6章含めてどうでしょうか。

(本木委員)

- ・ P166に「町会の加入率」の問題があります。
- ・ 現状、全世帯数を分母とすると、二世帯住宅の場合、加入は1世帯だが分母は2世帯となります。となると、加入率が下がってきてしまいます。
- ・ 松戸市は行政協力組織として明確に位置づけられているので別とすると、近隣7市の中で船橋市は、加入率は一番高いのですが、それでもどんどん下がっている状況です。その要因の1つとして、この分母と分子の問題があるように思うのですが、指標の中にこのような形で入れておいて、成果測定評価の基準にして良いのでしょうか。

(金沢委員)

- ・ P168の指標の「男女共同参画センターにおける相談件数」について、目標値が増えているのは、男性の相談件数を増やそうという主旨なのか教えていただきたい。
- ・ また、P169の施策1の主要事業にある、「就労、仕事と生活の両立支援に関する制度の周知」について、「制度の周知」だけではなく、船橋市が具体的に何か「支援をする」というようにしないと進まないのではないかと思います。「制度の周知および支援」という形には出来ないのでしょうか。

(村田委員)

- ・ 6-3-1 「男女共同参画社会の形成」については、子どもの時からの男女を互いに理解する教育が重要であろうと思います。
- ・ 男性・女性それぞれのすばらしいところがある一方で、まだまだ男尊女卑など、性的役割分担に関する概念が強いと思います。

(村木委員)

- ・ P169 の施策 2 の主要事業に、「各種審議会等への女性委員登用の促進」との記載がありますが、分野によって女性が少ないところもあります。
- ・ 実際に、都市計画の分野については女性が少なく、議会に女性が少ないということで参画を要請されることになるが、それ自体がハラスメントになることもあるので、ご配慮いただきたいと思います。

(山下委員)

- ・ 6-2-1 「ふれあいに満ちたコミュニティ」について、地域福祉関連団体連絡協議会は4地区であり、福祉に関する様々なことがワンストップで取り組めるようになっています。
- ・ その協議会が他地区でいつ頃出来るかについては基本計画に記載することは難しいというご回答も頂いているが、他地区でも具体的に進める案は出ないのでしょうか。

(本木委員)

- ・ 昨年できた地域福祉計画では、災害時の要援護者支援と船橋市全体でのワンストップサービスが大きな2つの取組として取り上げられています。4つだけというような特定の地域だけのことでなく、船橋市全体の問題として、ワンストップサービスの機能をどのように作り上げていったらよいかということプロジェクトのひとつにしています。

(山下委員)

- ・ 地域福祉関連団体連絡協議会の内容を見ると、非常にすばらしい。それ以外の地区についての取組はあくまでも対症療法でしかなく、地域間の差が大きくなると思います。

(有馬委員)

- ・ P164 の6-1-2 「市民との情報共有の推進」について、10年後を考えると、情報が溢れているが互いに無関心であるという状況は強くなると思われます。
- ・ 今後新聞読者の減少や、回覧板制度の衰退なども想定される中、必要な情報を必要な人に伝える意欲を積極的に仕掛ける必要があると思います。
- ・ ウェブサイトのアクセス数は非常に多いが、これで情報が行き渡っているという状況ではないので、大事な情報をどのように行渡らせるかというのは、行政にとって大きな役割ではないかと思えます。

- ・この中で「多様な媒体」や「多様な手法」という表現が記載されているが、もう少し具体的に記載されると良いと思います。
- ・P168の6-3-1「男女共同参画社会の形成」について、体系上は第6章として位置づけられているが、そこからみると、記載内容が一般論でしかなく船橋市としてどうしたいのかが見えてこないと感じます。
- ・船橋市がどうありたいのかということ、数値目標などで表せるとよいと思います。例えば市役所内で、女性の管理職の登用率をどうするのか、教員の管理職の女性の登用率の割合をどうするのかなど、船橋市が姿勢を示していくというのはどうでしょうか。
- ・また、既に男女割合が均等になっているところでは、次世代の管理職の方々を育成するというようなことも必要かと思われまます。

(会長)

- ・指標が施策の本来の目的をつかんでいないのではないかとのご指摘であると思いますが、私もそれは感じています。
- ・例えば、6-1-2の「市民との情報共有の推進」についても、広報紙が重要であり、広報紙が適切に配布されているのかといったことを図る指標が重要ではないだろうか、と思っています。
- ・施策の本来の目的をがっちりとかかむような指標を考えていただきたいと思っています。

(河村委員)

- ・第6章に関して、他章では個別計画があるが、この章では6-1や6-2に対応する個別計画が見えてきません。これはないということでしょうか、それともこれから作るのでしょうか。

(事務局)

- ・市民協働課は、理念を基に各事業課が計画を作るということを謳っているため、具体的な計画はありません。

(市民生活部長)

- ・コミュニティの育成については、個別の計画はありません。

(斎藤哲委員)

- ・第5章のどこに入れるかという問題はありますが、現状の自然環境を保存する視点が必要です。そこに人工的に手を加えたり、削除したりということは必要なのだと思いますが。
- ・船橋市の中心地に居住しているが、外に出て散歩したいと思っても、非常に危険です。生活している人の目線で、道づくりなども考えていただきたいです。
- ・また、船橋には里山がたくさんあります。個人所有が多く行政が関与しにくいという面

もありますが、里山をいかに保存していくのか、市民と活用していくのか、という内容も必要ではないかと思えます。

- ・ P168「男女共同参画社会の形成」の指標の3点目、「男女共同参画センターにおける相談件数」の目標値ですが、本当は件数が減少していくのが理想なのではないでしょうか。そのためには、男女がいかに相互理解を図るかであり、その場所として、家庭だけではなく学校を活用することが出来ないだろうかと思えます。
- ・ 能力があってもリストラ対象となるのは女性です。民間企業に対しての啓発活動や理解促進も非常に重要であるように思えます。
- ・ 現状と課題の中で、お互いが本質を理解し合っていくという面を明確にしないといけないのではないかと思えます。

(斎藤忠委員)

- ・ 6-1-2「市民との情報共有の推進」の中の施策1)について、「多様な媒体による市民に対する情報提供」とありますが、視覚障害者対策、聴覚障害者に対する情報のあり方等、いわゆる情報のバリアフリーについて、もう少し踏み込んだ記載があっても良いのではないかと思えます。

(山下委員)

- ・ 第1回にご提示いただいた、船橋市まちづくり提案の募集結果について、非常にすばらしい意見が出されており、それを次年度以降、庁内策定委員会や総合計画審議会の審議材料として活用するという事になっています。それにどうして、意見を提示した人のイニシャルを入れるということはしないのでしょうか。
- ・ 子育てのWSに参加した時には、担当者にイニシャルを入れて欲しいとお願いし、入れていただきました。イニシャルが入っていないと、市民の熱意が無駄になっているように感じます。

(会長)

- ・ この件については、お調べの上お答え下さい。

(まき委員)

- ・ 6-3-1「男女共同参画社会の形成」について、学校現場に限ることではないとは思いますが、「男女平等教育の推進」という文言は入れるべきではないかと思えます。
- ・ また、施策2)について、「政策・方針決定の場への共同参画の促進」とはありますが、斎藤哲委員のご指摘のように、就業環境の整備ということも、男女共同参画社会の形成上は重要であるため、盛り込むべきであろうと思えます。
- ・ また、今回、この4つの施策から完全に落ちているのが、母性の保護と健康維持ということであるが、この点についてはどのように扱うのかお聞きしたい。

(本木委員)

- ・ P167 の「施策 2) コミュニティを支える多様な主体の連携・協議の促進」の主要事業に、「地域内の連携を深め自立したコミュニティを形成するための新たな制度の導入」とありますが、「新たな制度の導入」とはどのような視点からのものなのか、イメージについて確認させていただきたい。

(まき委員)

- ・ P169、6-3-1「男女共同参画社会の形成」の「施策 3) 相談・支援体制の充実」の主要事業の 1 点目に、「配偶者からの暴力の被害者に対する支援」とありますが、これは、配偶者からだけとは限らないので、語句の訂正をお願いします。

(村田委員)

- ・「男女共同参画」について、「人権」について非常に重要な内容です。こういう事をきちんと教えていくことが重要だと思います。

(会長)

- ・ それでは、ここで打ち切らせていただきます。
- ・ 次回の前に、19 日に 18:00～21:00 で小委員会を開催したいと思いますので、出席いただける方は、少しお残りいただけますでしょうか。

(事務局)

- ・ 19 日の小委員会の後、26 日に同じ場所・時間で第 5 回の審議会の開催となりますのでよろしくをお願いします。

(会長)

- ・ 第 4 回の審議회를終了します。
- ・ 熱心なご議論をどうもありがとうございました。

(以上)